

# 県学警連だより No.130

緊急



熊本県学警連事務局  
熊本県教育庁  
学校安全・安心推進課  
熊本県警察本部  
生活安全企画課

## 児童ポルノの所持、要求、拡散事案が多発！！

熊本県内の複数の学校で、児童ポルノの画像(動画)を所持、要求、拡散等する事案が発生しています。

これらの行為は、18歳未満の少年であっても犯罪となり、警察に捕まります。

一旦、インターネットに流出した画像等は、全てを削除することはできず、被害者の心の傷ははかりしれません。

各学校におかれましては、情報モラル教室等により、子供たちにインターネットやSNSの危険性についてご指導されていると思いますが、再度、注意喚起をお願いします。

また、保護者に対しても、子供たちのスマートフォン等の適切な使い方、管理についての注意喚起を促してください。

※「児童ポルノ」とは、18歳未満の児童のわいせつな写真、動画やデータのことです。



中・高校生で多発していますが、非行の低年齢化により、今後、小学生の事案発生も危惧されます。小学校でも注意喚起をお願いします。

## このような行為は、少年であっても警察に捕まります。

あなたのスマホに児童ポルノの画像を保存していませんか？

✕ 「中学生だから捕まらないでしょ」  
「保存するだけなら捕まらないでしょ」

**児童ポルノ禁止法違反  
所持罪**

【罰則】

1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金

彼女などに裸の写真を送らせた  
ことはありませんか？

✕ 「彼女だし、  
他の人には見せないからいいでしょ」

**児童ポルノ禁止法違反  
製造罪**

【罰則】

3年以下の懲役または  
300万円以下の罰金

友達からもらった児童ポルノの画像を  
他の友達に送っていませんか？

✕ 「友達がほしがっているし  
1人だけなら大丈夫だろう」

**児童ポルノ禁止法違反  
提供罪**

【罰則】

3年以下の懲役または  
300万円以下の罰金

裸の画像を送ってもらうよう  
頼んだことはありませんか？

✕ 「頼んだだけで実際に画像を  
もらってないから捕まらないでしょ」

**熊本県少年保護育成条例違反  
要求罪**

【罰則】

30万円以下の罰金



児童ポルノは、

『持っているだけ』『要求するだけ』

～ 学校でこのような事案を把握した際は、**でも犯罪です！！**

警察署若しくは肥後っ子サポートセンターに連絡してください ～



熊本県警察本部生活安全企画課 肥後っ子サポートセンター

※相談受付

平日 8:30-17:15

【肥後っ子テレホン】 電話 0120-02-4976(オ- ニックリ ヨカロ-) 携帯電話からは、096-384-4976

熊本県警察ホームページQRコード



SNS非行、被害防止啓発YouTube動画のQRコード

『ゆっぴーと学ぼう！！あんしんネットスクール』

